



一般質問通告書

令和8年第3回定例会において、下記の事項について一般質問（個人質問）を行いたいので会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和8年8月21日

議員氏名 小粥 努



会派名 なし

海津市議会議長様

受領番号	第 5 号	受領日時	令和8年 8月21日 15:50
要 旨	①中学生の地域クラブの現状と今後について		
質問相手	市長・教育長		
要 旨	②市民への受付対応について		
質問相手	市長		
質 問 内 容			
①中学生の地域クラブの現状と今後について			
令和2年9月、文部科学省・スポーツ庁・文化庁から通知された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、令和5年度以降、休日部活動の段階的な地域展開（当時は地域移行）を推進する方向性が示されました。 令和5年3月、県は、国のガイドライン策定を受け「岐阜県中学校部活動及び新たなクラブ活動の在り方等に関するガイドライン」を策定し、令和5年度から国による「地域スポーツクラブ体制整備事業」が開始されました。 県内では、令和5年度24市町村、令和6年度30市町村、令和7年度30市町村が、国の実証事業を活用し、休日部活動の地域展開に係る実証的な取り組みを実践しました。 また、国ガイドラインでは令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに「改革実行期間」として位置付け、部活動の地域展開の更なる推進が示されました。 それにより県は、ガイドラインを策定することにより「改革推進期間」における成果と課題を明らかにし、次期「改革実行期間」の方向性を示す方向で、「改革実行期間」においても、各			

市町村教育委員会、学校、地域クラブ活動運営団体、スポーツ・文化芸術団体等が、学校や生徒、地域の実情にも配慮しつつ、持続可能で安全安心な地域クラブ活動の実現に向け、引き続き活動の内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善を進め、各地域の特色を生かした運営等を行うための一指針が示されております。

県の部活動改革における基本方針でも、市町村で整備を進めた地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させる活動であり、今後整備される認定地域クラブ活動においても、学校部活動と同様に、生徒が生きる力を身に付け、スポーツや文化芸術活動に親しみ、自主性や協調性、責任感や連帯感の涵養等に資する運営や指導を通して、生徒一人一人の個性や能力の伸長を図るものであるなどの方針が出されております。

そこで、現在の状況や今後の方針、また保護者や指導者の声や意見なども踏まえ、4点お伺いいたします。

1. 本市においても、令和4年度より部活動の休日の地域移行が進められ、他の自治体と比べても先行して行われていると認識しております。そこで、過去3年間の各中学校生徒の地域クラブの参加率をお聞かせください。

2. 地域展開において、国の理念として少子化が進む中、子どもたちの活動機会の確保や、スポーツ・文化活動において希望する活動に参加できる環境を作ること。そして、学校部活動が担ってきた教育的意義を地域クラブでも継承・発展させることなどが挙げられています。学校・教育委員会としては、どのような役割があるとお考えか教えてください。また、移行したら終わりではなく、地域展開後、生徒の満足度、参加率、保護者負担、教員の負担軽減、事故やトラブル、指導者の状況等、教育委員会として検証も必要と考えますがいかがでしょうか。

3. 地域クラブの指導者や保護者から、試合や大会への参加において、移動手段についてお困りの話しをお聞きします。クラブ活動において、大会やコンクールへの円滑な参加の支援は重要と考えますが、現状についてお伺いします。また、ご意見としてスクールバスの活用や、保護者等の経済負担低減のためにも、移動費用への助成など必要と考えますが、いかがでしょうか。

4. 持続可能な地域クラブ活動のため、クラブ指導者には「指導者育成研修会」への受講や

活動に応じた資格の取得が求められます。

「指導者育成研修会」については、効果的な練習方法、スポーツ医・科学、コンプライアンス、アンガーマネジメント、体罰、ハラスメントの根絶等から構成されたプログラムを学び、県及び市町村は、認定地域クラブ活動の指導者に対しては、公認スポーツ指導者等の指導者資格や、県独自の「受講認定証」を取得するよう推奨されています。

そこで、今後の指導者の育成やクラブの持続化など考慮すると、指導に必要な資格取得に対して、補助制度を設けて欲しいとの声もありますが、いかがでしょうか。

②市民への受付対応について

各自治体において電話や受付対応の課題は、職員の慢性的な人手不足、頻繁にかかる電話や窓口対応におわれ、日常業務の圧迫や引継ぎなどでのナレッジ不足による対応のばらつき、そして住民の待ち時間や複雑な手続きによる負担などが挙げられます。

市民が問合せなどの電話をした時、誰が出ても適切な対応が受けられ、窓口に来庁された時には迷わず、できるだけ簡単に手続きが出来るようにして欲しいとの声もあります。また、反対にとっても親切に対応して頂けたとの声もお聞きします。

ある市民の方が仰ってみえたのですが、「市役所に来庁したり、電話をする機会はそんなに多くないのでいつも緊張する。その時に話しをしっかりと聞いてもらえた時は嬉しいが、聞いて貰えなかったり、たらい回しにされるとがっかりする。もっと親しみのある市民に寄り添った市役所になって欲しい。」と思いを伺った事もあります。

また、職員においても日常の事務作業等の業務に追われ、窓口や電話対応を行うのは状況によってはかなり負担になるのではないかと考えます。その中で、この10月より試行的に開庁時間・電話受付時間が短縮され、業務の効率化や職員の働き方改革が行われますが、市民への電話や窓口対応には更に改善を進め、職員の負担軽減や市民の満足度のアップが図れるように取り組んで頂きたいと思います。

そこで、3点お伺いいたします。

1. 窓口や電話対応は、本市のイメージや市民サービスにおいて重要な業務と考えます。特

に市民課や税務課では、頻繁に問合せや手続きにみえる方も多いかと思います。そこで、窓口対応などにおいてはどのような意見や課題があるのかお聞かせください。

2. 職員の接遇など、現行での取り組みや研修会について、どの様に取り組んでいるか教えてください。

3. 多くの自治体で受付などの市民対応や、対応による職員の業務負担は課題の1つとなっています。

その中で、本市の「行財政改革プラン」において、窓口業務の民間委託の導入も挙げられています。市民サービスの向上や職員の業務量軽減を図るためとありますが、すでに導入している自治体でも様々な課題もありますが、取り組みによりコストの削減に成功している自治体もあります。是非とも、市民への受付対応における市民サービスの向上を図って頂きたいと考えますが、本市での今後の取り組みについてお聞かせください。